

平成23年度 第3回経営検討部会

平成23年9月6日(火)
10時00分~12時15分
場所：市役所第7会議室

出席者数

- ・委員7名中、6名出席
- ・懇話会委員2名出席

傍聴人数

- ・2名

1. 開会(10:00)

2. 議事概要

(1) 対象とする第三セクターについて

事務局	<ul style="list-style-type: none">・おはようございます。本日の出席状況は、委員総数7名中、出席者6名、懇話会委員2名。・経営検討部会の運営についての6に基づき、本部会は成立。・本日の傍聴者は2名。
部会長	<ul style="list-style-type: none">・本日の会議録の署名は、A委員とB委員にお願いしたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none">・資料により説明。
部会長	<p>【抜本的処理策検討のフローチャート、4団体の経営改革プラン】</p> <ul style="list-style-type: none">・この部会は、三セク債の発行は時限措置であるため、三セク債という特例を使って清算をしていく検討対象を絞り込んで検討することが、今年度のこの部会に与えられた役割であると認識している。・前回、7団体にまで絞り込むということについて異論はないが、3団体について絞り込みを行って、解散プラン等を検討していこうという流れになっている。・土地開発公社と公園緑化協会と都市整備公社、この3団体が三セク債適用に向けて検討することになっているが、このほかの4団体について、この団体も今年度の部会で検討すべき対象に当たるものがあるかどうか。また、3団体について、三セク債の適用として妥当ではないのではないかというような意見があったら、発言をいただきたい。
C委員 事務局	<ul style="list-style-type: none">・公園緑化協会の具体的な事業内容はなにか。・もともとは公園担当の課があり、市民からの依頼を受けて、公園の管理や剪定を行わなければならないというように、支障があったときに出向いて、その公園の維持管理をしていた。・例えば駆除やそのための薬剤をどんな形で使うとか、専門的な知識が要る。そうしたことを目的にする中で、財団法人で公園緑化協会をつくって、そちらに委託し、その職員が専門性をもって市内の一元的な公園の維持管理に当たる。本来、そのような形で

	<p>願っていたところである。</p>
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・公園だけであるのか。道路の両側というか、植栽の場所に、草が生えたりしているが、管理されている。ここはどこが管理しているのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の街路樹の植栽、雑草等の維持管理は市が直営で管理している。 ・もともと公園等の維持管理でスタートした団体であるが、財団の自前の建物として借り入れをして、市が損失補償を行って平成2年に昆虫館を建てた。その後、バラ公園の管理運営も受託している。そうした経過の中で、今回、建物の損失補償がついているその部分をどうするのか。また、公園、街路樹の維持管理事業を徐々に市の直営に戻し、今では、荒牧バラ公園の維持管理事業を残すのみとなり、それも現在見直し検討中である。 ・市民緑化推進事業や花壇の育成管理など緑の保全事業については、協会の独自事業でもあるが、市が緑化啓発、緑化推進事業と二重行政的な面があるので、今回検討しようということになっている。 ・経営状況の予算書においては、1番緑化啓発事業費支出、2番市民参加緑化推進事業費支出、3番緑化推進事業費支出、この辺りがそれほど多額の経費も要しておらず、また市との二重行政的な面もあるので、今後、これは直営に戻して、後ほど検討してはどうかということに諮っている状況である。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・昆虫館の入館のための収入はあるが、緑化事業等の収入はなく、実際昆虫館で発生するコストを賄っていけないという状況である。 ・今の運営形態は実質直営の形で、予算化されて必要な金額が公園緑化協会に補助という形でお金が流れているのが実態である。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・検討対象の団体のそれぞれの借入残高、債務残高はいくらか。できれば年間の大体のアベレージの損失額はいくらか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度決算時の借入残高は、土地開発公社50億4,000万円、公園緑化協会5億5,941万円、伊丹市都市整備公社8,780万円。平成23年度予算時の債務残高はシルバー人材センター6,400万円、スポーツセンター9,568万円。 ・柿衛文庫と文化振興財団はない。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターとスポーツセンターの損失発生額はいくらか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・損失は、今のところ発生していない。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・検討対象全てが、採算性がなしになっている。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・償還額の支払いについては、市の補助金で賄われている。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・そうすると、民間で運営しても損は出ないということですね。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市の補助金が入っている間、損失は発生しないということであり、独自に運営ができていくかという観点から見ると、採算性はない。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・そうすると足らず米はいくらかといってもわからないですよ。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツセンターの償還金に係る元利補助として、3,900万円支出している。
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターへの補助は、何に対する補助であるか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の内訳は、シルバー人材センター施設の整備に伴う償還金、1,737万円、の運営補助、3,546万円。の内訳としては、市の派遣職員等に係る人件費の補助、約1,500万円。残り約2,000万円は、事業に係る補助。 ・国の補助に基づいて支出がなされているものと、市の財源により補助しているものがある。

	る。
C 委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターは、収入もあるのか。 ・駐車場の監視員等通常の実施業務については、業務委託費として収入はある。 ・そうした事業以外は、生活支援、子育て支援事業等高齢者の生きがいづくり施策としての位置付けの中で、国の補助金を受けて、市が補助金等を支出する。
C 委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の企業へ派遣はしていないのか。それに見合った人件費収入はあるのか。 ・企業への派遣も行っている。それらを実施事業として収入を得ている。
C 委員 事務局 部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・得られた収入だけでは、運営費用を賄い切れないのか。 ・はい。 ・異論がなければ、今年度の部会で扱う三セク債の適用を前提とした具体的な検討対象は、土地開発公社、公園緑化協会、伊丹市都市整備公社、この3団体に絞り、具体の検討を行うということで承認をいただきたい。 ・ただ、附帯意見として、この3団体に絞ったことによって、公益財団化されるほかの4団体がそのままよいと、この部会で承認をしたわけではない。残る4団体の経営改革プランについても、この情報は、今後、団体がより効率的に効果的なサービスを提供するためには、こういう取り組みをするということであり、行政サービスに対するニーズが確かにあって、一定団体がそれに対して今後どういう形で提供していくかという対応がとれているかどうかの確認をした。つまり、この場で具体的に個々の団体についての経営改革プランがこれでよいということについて、検討して、お墨つきを与えたわけではないということを確認しておく必要がある。 ・残りの4団体の今後のあり方は中長期的な観点に基づいて、その事業運営のあり方を別の機会に市で検討していただく必要がある。 ・経営改革プランについても、具体性が感じられない団体もある。ただ、この場では経営改革プランの中身について議論をする場ではないと理解をしているので、これについては、別途の機会で、市の方でこの経営改革プランをより有効、実質的に議論するような検討をしていただきたい。この場でお墨つきを出したということではない。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・資料により説明。 <p>【三セク債発行のメリット、第三セクター解散のイメージ、第三セクター等改革推進債を活用した処理スキーム、市の財政支援】</p>
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の宿題であった、三セク債発行のメリットについて、計算の前提は、仮に今のままの状態、各団体が償還を自ら返済をしていった場合と、解散をして三セク債を使った場合との差という理解でいいか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・土地開発公社の場合、手数料の有無に関するメリットについては、要するに、銀行から借りていた場合は借換の手数料が発生する。地方債になった場合、それは要らないということだと理解した。 ・銀行からの借換の手数料は、どういう手数料であるか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・融資の組成や毎回償還する際に各金融機関に対しての償還額の分配等事務的な手数料である。
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・三セク債の発行について、公債を発行する場合の手数料はかからないのか。

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・証券発行と証書発行という地方債の発行の形態により若干異なる。 ・本市では、大半が証書発行である。借入期間は、10年、もしくは15年を要するが、一度借り入れしたら、それに係る手数料は発生しない。
E 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・民間同士で借りるときには、シンジケートローンにより手数料が高い借入をする。 ・地方債では、法律に基づいて、許可を得ることになるが、今回の場合本市では、兵庫県の許可、県知事の許可を得て、三セク債を発行する。 ・政府保証、準政府補償がコーポレートガバナンスにあたるという感覚があるので、そういう意味では起債の許可を得たものに対して、銀行は事実上手数料を取らない。
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行より借入の場合は、市内の銀行から、シンジケートローンに借りる。三セク債の場合、どこが償還するか。また、どのような処理になるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・第三セクター等改革推進債を活用した処理スキームより、債務保証契約については、市では土地開発公社の融資について、金融機関に対して債務保証を行う。 ・通常、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律により、地方公共団体は、法人等に債務保証をできないという規定がある。しかし、公有地の拡大の推進に関する法律（25条）において、先ほどの法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（3条）の規定にかかわらず、土地開発公社の債務を補償契約できる。これに基づき、の債務保証を市が金融機関に行う中で、融資が土地開発公社に対して行われているというのが今の状況である。 ・土地開発公社を解散して三セク債を発行した場合には、市が40億円を金融機関から、地方債として発行する。市がかわりに、土地開発公社の債務保証を履行した形になるが、これに伴い、市が土地開発公社に対して求償権を行使することになるので、土地開発公社が保有する土地を代物弁済という形で返済をしてもらう形になる。 ・ただ、40億円すべてを、代物弁済で返済することはできず、例えば保有地が15億円相当の価値しかない場合の代物弁済という場合に、欠損金が生じる。この部分について、債権放棄の手段として、地方自治法96条1項10号に基づき、求償権の行使と一部債権放棄について、議決を得た上、処理する必要があると考えている。
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・たくさんの地方債があるが、どこの金融機関が、貸してくれるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、市の借入は市内金融機関において資金調達を行っている。ペイオフ等との関係もあり、市が借入金を持っているが、一方で基金として預金を金融機関に預けている。そうした関係から、市内の金融機関に対して、入札等により借入先を決定している。
E 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、どうして市債等借金を抱えているかについて、借金残高、実質公債費比率、将来負担比率等の二、三十年間にわたる償還に関するシナリオを市民に説明をする必要がある。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・起債の借入総額40億円、それに対して償還計画として15年の償還計画を試算として示している。これに係る元金の償還金は、償還元金、利子について平成25年以降発生する。およそ、約3億円の資金が毎年返済に充てられているという形である。 ・約3億円の支出金額が、本市の財政にどのような影響を与えるのかについては、土地開発公社の清算（第三セクター等改革推進債発行）による市財政への影響という点で説明すると、まず1点目、実質公債費比率であるが、これは地方財政の健全性をあらわす指標として全国的に地方公共団体で取り入れられている。現在平成22年度の決算におけ

る実質公債費比率は7.8%である。早期健全化基準が25%であるので、今現在は兵庫県下でもトップである。第三セクター等改革推進債の元利償還金、約3億円が、これの指標に与える影響は約0.9ポイントの押し上げになると示しているが、7.8%から今後0.9ポイント上がるとすると、8.7%の数値になる。この数値が先ほどの25%の早期健全化基準と比べると、一定健全性は維持できるものと理解している。

- ・将来負担比率は借入金等に係る将来的に市の負担がどうなっていくのかというのをあらかずものであり、平成22年度の決算における数値は70.2%である。この70.2%の計算の中に、土地開発公社に係る債務保証として49億円を含んでいる。今後、三セク債を仮に発行した場合に、この債務総額のうち約40億円が三セク債に振りかわるといわけだが、実質的に将来負担すべき額としては土地開発公社への債務としての49億なのか、もしくは三セク債の40億なのか。将来の負担について形態は異なるが市の借金として同じものであるので、将来負担比率に係る三セク債の発行の影響は、ないものと試算している。
- ・本日検討していただく土地開発公社以外の各団体の借入予定額等を含めた償還計画は別途作成した上で、全体として本市の財政、どれだけ影響を与えるのかについて、試算した上で示していきたい。

A 委員

- ・特別交付税措置の伴うメリットについて、土地開発公社が特別交付税措置を行う際に、借入額約50億を40億としているということは、代物弁済での返済の時価が恐らく全部合わせて10億ぐらいで、これに対して15億が事業化されるというが、この事業化とはどのようなものか。

事務局

- ・先ほどの三セク債40億のうち、実際に代物弁済される土地で、そのうち10年以内にその土地を使って事業を開始するものを指しています。事業の開始できる対象となる土地は、つまり事業地の部分であると想定している。
- ・特別交付税の措置は、市がその土地を活用して何らかの事業を開始する場合において行われる。事業地15億円を買い戻して10年以内に事業を開始すれば、この15億円の借入金に対して最大2分の1の金利が特別交付税で措置される。

A 委員

- ・外部売却は想定されないのか。

事務局

- ・今後事業地としての活用の検討を進めているので、それらを整理した上で、最終的に事業化は必要ないとするならば民間への売却を検討する。

A 委員

- ・三セク債発行することによるメリットはどのように使用されるのか。

事務局

- ・議会や市民に対してもこのような形で、なぜ三セク債を発行しなければならないのか説明する際に、使用するものと考えている。

部会長

- ・この40億は、借入対象のお金であるが、1億9,000万円は、どの金額が対応しているのか。

事務局

- ・40億円の借入を行った場合の借入金の返済利子全体に対して2分の1に相当とするならば1億9,000万円の特別交付税の措置がされるというものである。

部会長

- ・予定利子が必要ないということか。

A 委員

- ・40億全部が事業地であれば、支払利子の3億7,700万円のうち半分、1億9,000万円として含めるが、15億円しか対象としないから、その分を案分しているとい

	うことか。
事務局	・ 40億円に係る支払い利子の総額が約3億8,000万円発生する。その2分の1として1億9,000万円という試算をしている。
D 委員	・ 特別交付税の措置は、年度の返済は、利子についてだけか。元本にはないのか。
事務局	・ 元本ではなく、利子に対してだけである。
A 委員	・ 15年間で考慮すると、通常現在価値を割り引いたりすることがあるが、こういう市の説明の中では、入れなくてよいのか。
E 委員	・ 急遽作成したので、大きなイメージとっていただいて、A委員の言うとおり、基本的には割引に全価値を付加した形で出していただいたらよいのではないのか。
部会長	・ 事業土地が、代物弁済で市に移管するときの額というのは、これは時価で継承されると理解してよいのか。それとも簿価のまま引き継ぐということになるのか。
事務局	・ 特定土地と代替地については、改めて実勢価格に見直した上で市が引き取るものと認識をしている。
	・ 事業用地は、もともと市の用地取得依頼に基づいて土地開発公社が取得したものであるため、帳簿価格で引き取るべきものと認識している。
部会長	・ 事業用地は鑑定価格ではなくて、今の土地開発公社のバランスシートの帳簿価格ということである。市が実際に売却するとすれば、そのときに含み損が出てくる可能性があるということか。
事務局	・ はい。

(2) 対象団体の解散等に向けた取り組みについて

事務局	・ 資料より説明 【伊丹市土地開発公社解散プラン(骨子)(案)、公社保有地一覧表】
F 委員	・ 解散プラン(骨子)(案)の位置づけを、再度確認したい。この部会で、どこまで検討するのか。
部会長	・ 三セク債を適用できる団体を明確にして、少なくとも今年度、具体的に検討を進めるべき団体を特定して、その解散スキームを明確にすることまでが、部会の役割である。この部会は、作業部会であるから懇話会上げて、最終的には市長に答申をしなければいけないと認識である。
	・ 土地開発公社の解散プラン(骨子)(案)をたたき台にし、これだけで検討するには情報が不十分である場合は、追加的な資料を出していただく。あるいは、詳細な説明をした方がよい場合は、説明を求めて、合理的な解散プランを作成し、なおかつここに書いている数字等を一定部会の委員が見て、市として説明がつく資料になるように検討するというのが部会の役割である。
F 委員	・ 解散プラン(骨子)(案)が最終検討につながるのか。それともあくまで資料であるのか。
	・ 人事の問題は、議論で解決するような問題ではない場合もあり、それらの問題全部含めて完成とするなら、検討に大分時間を要することになる。
事務局	・ 6月の第1回資料1にて、スケジュール案の御理解をいただいたと思うが、経営検討部会を4回開催し、最後の4回目で、団体ごとに清算計画を立てて、今までの議論を踏まえて清算計画を含めた意見書案をまとめ、最終的に懇話会での意見書案をまとめていた

F 委員	<p>だく。その中身はこの清算計画も含まれているということで御理解いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解散プランとは1つの解散計画であるのか。計画案としてこの部会として整理し、部会としての最終回答のような答申が出てくるということであるのか。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・解散プランは単なる骨子なので、たたき台をそのまま承認するのではなくて、あくまでも外部から見て、説明に耐え得る資料になっているかという観点から検討するものだと理解をしている。 ・例えば、土地開発公社の場合問題はないが、実際公園緑化協会のように直営になった場合では、人件費がどのように変わるのかというのは、解散プランをつくる上では一定必要になる。これを直営にするのであれば、実際に今働いている職員が、仮に助成金なくて人件費をどの程度払うのかについて、市民から見れば直営にしてコストが上がって市の負担がふえるのではないかという目で見られるわけである。解散プランの中にも追加的なコストとしてどれぐらいかかるという見込みがあるということ整理して、解散プランをつくることになる。 ・実際に人事の問題について、職務の新しい賃金体系を、どのレベルに乗せていくのかという具体的な手続の分については、市の中で検討することになると思うが、解散プランをつくる上では、人件費はどうなるのかについてもあわせて検討をする必要はある。 ・プロパー職員が全て市に移ることができないということであれば、解散プランの前提条件が崩れるので、もしそういうことが懸念されるのであれば、どうやって直営するのかを当然明らかにして、実現可能な解散プランをつくるのがこの部会の役割である。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・(土地開発公社)職員の事務局長ほかというのは、全職員が兼職で市の職員ということではないか。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。 ・損益計算書の中で事業収益がある程度出ていて、それが返済の元本償還の原資になっているように見えるが、土地開発公社の土地は、既に保有している土地を市ではない外部に売却して処分してきたものが中心なのか。市が買い上げているという部分はないのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・両方である。事業地については土地開発公社が市からの依頼を受け取得し、その後市が取得をしているので、その分だけ金利が乗り、それが帳簿価格となる。 ・土地開発公社が土地を手放すときには、市に処分をするときには損がない。ただ代替取得特定土地については、処分したときに実際には高い時期に買いとった土地、補償等ものっているので、これを処分したときに逆に含み損が出て損が出る場合もある。 ・近年、収益勘定で黒字が出ているけれども、これは一般会計から補助等をもらい、結果として若干の黒字が出ている。金利負担金、単年度で償還をしていくので、そういった部分等で補てんがあることを理解していただきたい。
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・特定土地の番号2、3、4は非常に処分が難しい。 番号2堀池2丁目163の土地は、逆T字型の極めて形状の悪い土地である。隣地の方が優先購入権を持っており、隣地処分が一番望ましいが、現在買う予定はないため、鑑定額での売却は現状極めて難しい状況である。 ・番号3堀池2丁目60内、64の土地は、極めて形状が悪い帯状の土地であり、宅地への進入路の一部である。この土地も宅地の進入路の一部であるので、隣地の方への処分

	<p>しか考えられないわけであるが、境界等不明確であり、金額的にもごく低いものである ので、無償譲渡もやむを得ないという土地である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号4宮ノ前3丁目60-17の土地は、道路から5mもしくは10mほど入ったところにある带状土地であり、使い道が全く考えられない。この隣地が今までの経緯から購入優先権を持っているようだが、現状では買わないで、そのままよいと言っている ので、無償譲渡もやむを得ないかと思われる。 ・これらの土地以外は公売も考えられるが、無道路地や建築できない土地等も含まれて いるので、一般的に処分が難しい。
A 委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用地欄について、括弧書きで神津中学校とあるが、資料6ではどこにあたるのか。 ・事業地番号5、森本1丁目8の22。
A 委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・事業で使うのは伊丹市土地開発公社か。そもそも中学校の用地としてであったが、違う 目的で使用するのか。 ・他の事業に活用する予定である。
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・無償譲渡という言葉が出ているが、これは土地を保持しておくことで、何か固定資産税 等をとらずに、譲渡した方が市としてはメリットがあるということか。
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・そういうわけではなく、他の処分先が考えられないという意味である。
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・黙っていれば無償譲渡でもらえるのなら、わざわざお金を出して買い取りする人はない と思う。無償譲渡すること自体がよいのだろうかという気がする。 ・市が持っていれば、管理コストがかかるので無償譲渡もやむを得ないという理由があれ ば、やむを得ないと思うが、そうではないのに、わざわざ市から無償譲渡でもらって くださいと言うのか。
E 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・無償でもよいから、引き取る方向で判子を押してもらえるのであれば、固定資産税をも らえるメリットはある。 ・市の財産として市が引き取り、永久に市が行政コストをかけて管理を引き継いでいくと いうやり方が、いわゆる地方自治法上96条の10という規定により、議会の議決を得 た場合は権利を放棄するやり方がある。いわゆる不納欠損のような考え方であるが、こ れまでのように、行政コストはかけないという意味において、議会の議決を得た上で債 権を放棄するというのも今回一つの考え方ではないか。
C 委員 部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・問題がなければ、よい。 ・資料6 公社保有地一覧より、事業地の中で 印がついたものは、原則帳簿価格で市に 引き継がれる予定の土地であるという解釈でよいか。 ・今処分を進めているが、実際には処分できない場合、結果的に鑑定価格で市が引き取る ということではよいか。本年度中に売れなくて引き取ることになる土地は、今指摘があっ たもののほかにあるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・事業地の中で売却として考えている何件かの土地については、基本的に土地開発公社解 散までに原則公募により、売却していきたいと考えている。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の公売中と記載されている代替地の番号3、宮ノ前3丁目の土地と、事業地の番号 3、鴻池6丁目の土地がある。それ以外の土地については積極的に今伊丹市土地開発公 社としても売却できないと思っている経過でよいか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・処分計画を土地開発公社として今策定しており、次々と売却する予定である。

部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ただ先ほど説明した堀池2丁目163等細長いハギレ土地は、事実上売りに出しても売れないだろう。 ・本年度中に実際に順番に売りに出していったとしても、今指摘があったような土地はおそらく売れない。そのほかの土地は売れるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば特定土地の番号1は、境界に一部未確定がある。現地視察で見に行ったシティホテルから西に下がった大きな土地だが、境界の確定に若干時間を要する。本年度中に売却できるかは、かなり苦しいが、土地開発公社解散までには頑張りたい。番号2、番号3、番号4の土地を除き、番号5については現在接道のない土地となっている。この接道を確保するために今努力をしているが、期間を要するので、今年度中という期限だとおそらく処分は不可能である。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年3月末なら可能か。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ぎりぎり間に合うかどうかである。
C委員	<ul style="list-style-type: none"> ・この売却の多くは、鑑定価格で行うのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・一般公募で売却を今行っている。
C委員	<ul style="list-style-type: none"> ・一番高く入札した人に売るということか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。 ・代替地は、番号2の中央5丁目436-9の土地は、現在具体の売却の計画を持っていないため、本年度中ということになれば厳しい。 ・事業地は、今年度中に売却しようという形で進んでいる土地は現時点ではない。すべてが公社の解散を前提としたスケジュールで進んでいる。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・その意味から、今年度の、売却は難しいため、価値がないということだと思うが、そのほかの土地に関しては一定売却も平成25年3月を前提に、売却できるということであるか。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ・売却の可能性が大きいということである。
F委員	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体の解散プラン(骨子)(案)について、全く同じ内容というわけではないが、トーンを合わせておく必要があるのではないか。 ・各所管課と十分調整していただきたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・本日の進行より、時間の都合上議論できなかった議事について、本来予定していた3回と4回の間にもう一回開催するという形にさせていただきたい。

3. 閉会 (12:15)